

## 原料用石油製品等に係る免税・還付措置について

- ① 輸入・国産石化用ナフサ等に係る石油石炭税の免税・還付措置  
(適用期限：平成 24 年 3 月 31 日)
- ② 鉄鋼製造用等の特定用途石炭に係る石油石炭税の免税措置  
(適用期限：平成 25 年 3 月 31 日)
- ③ 国産アスファルト等に係る石油石炭税の還付措置  
(適用期限：平成 25 年 3 月 31 日)
- ④ 石化用ナフサに係る揮発油税等の免税措置  
(適用期限：な し)
- ⑤ ゴムの溶剤用等揮発油に係る揮発油税等の免税措置  
(適用期限：な し)
- ⑥ ゴムの溶剤用等みなし揮発油に係る揮発油税等の免税措置  
(適用期限：な し)

- ・ ①～③の措置について、適用期限の定めをなくし、当分の間の措置とする。
- ・ ①～⑥の措置の本則化については引き続き検討する。